

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（2014年2月18日、金融庁告示第7号）

＜自己資本の構成に関する開示事項＞…………… 64～65

＜定性的な開示事項＞…………… 66～77

＜定量的な開示事項＞…………… 78～115

当行グループでは、自己資本比率算出における信用リスク・アセットの算出について、2019年9月期より「内部格付手法」を採用しております。

また、開示事項のうち該当がないものにつきましては、一部記載を省略しております。

報酬等に関する開示事項…………… 116～117

「銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日、金融庁告示第21号）

【自己資本の構成に関する開示事項】

〈連結自己資本比率（国内基準）〉

(単位：百万円)

項 目	2026年3月期末	2025年3月期末
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	262,991	249,097
うち、資本金及び資本剰余金の額	82,890	82,596
うち、利益剰余金の額	189,932	175,994
うち、自己株式の額（△）	4,742	5,327
うち、社外流出予定額（△）	5,089	4,165
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	6,954	4,888
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	6,954	4,888
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	62	69
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	84	85
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	84	85
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	270,092	254,141
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,566	2,854
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,566	2,854
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	4	5
適格引当金不足額	1,675	963
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	23,603	20,267
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	27,850	24,091
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	242,242	230,050
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,880,127	1,837,438
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	△ 0
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	△ 0
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	71,538	70,542
フロア調整額	23,725	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,975,391	1,907,980
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.26%	12.05%

〈単体自己資本比率（国内基準）〉

（単位：百万円）

項 目	2026年3月期末	2025年3月期末
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	247,188	234,478
うち、資本金及び資本剰余金の額	80,656	80,360
うち、利益剰余金の額	176,356	163,601
うち、自己株式の額（△）	4,735	5,320
うち、社外流出予定額（△）	5,088	4,164
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	62	69
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	20	17
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	20	17
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	247,270	234,565
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,374	2,652
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,374	2,652
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	4,326	3,457
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	16,648	15,390
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	23,348	21,501
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	223,921	213,064
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,876,946	1,832,243
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	△ 0
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	△ 0
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	61,735	62,029
フロア調整額	7,523	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,946,205	1,894,273
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.50%	11.24%

【定性的な開示事項】

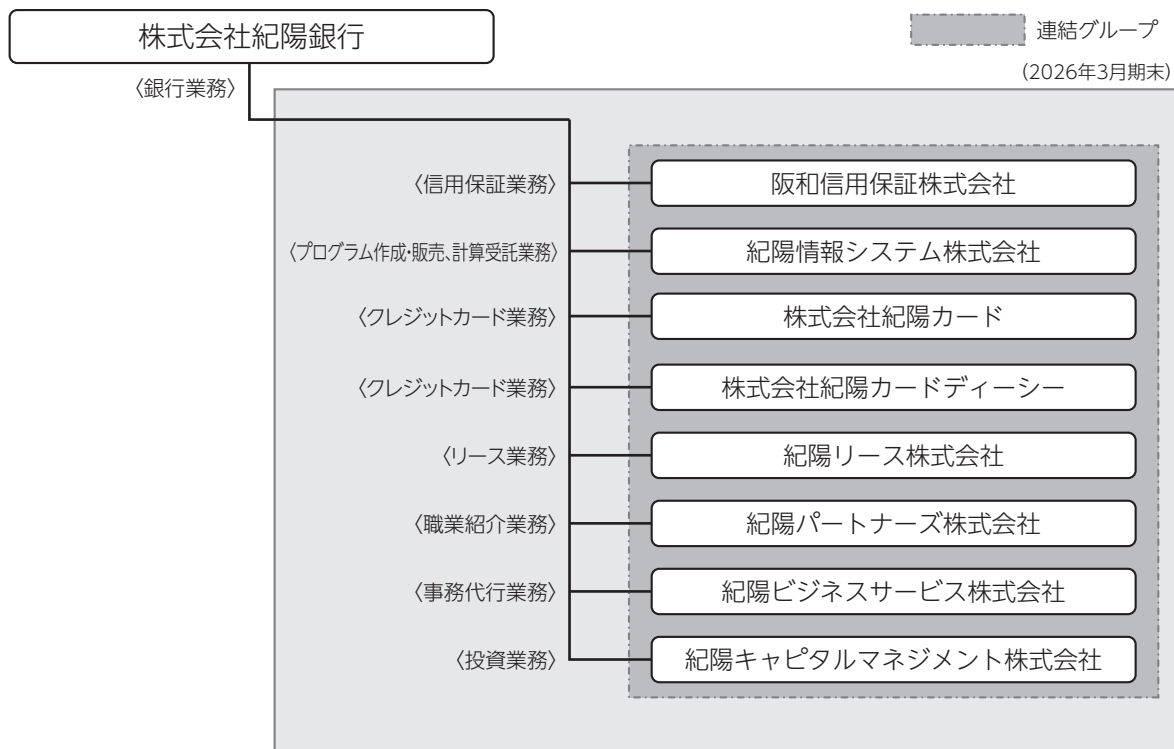
1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 銀行法第14条2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年3月27日金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づく連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率を算出する対象となる会社集団に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社は同一です。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は8社であり、詳細は下図のとおりです。



- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ございません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産額並びに主要な業務の内容

該当ございません。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内において資金及び資本の移動に係る制限等はありません。

連結子会社8社全てにおいて債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。

また、連結グループ内において自己資本に係る支援は起こっておりません。

2. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条（連結）、第37条（単体）の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

2025年3月期末における自己資本調達手段の概要は、以下のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		概要
		連結	単体	
株式会社紀陽銀行	普通株式 (株主資本)	77,268百万円	75,040百万円	完全議決権株式
株式会社紀陽銀行	新株予約権	69百万円	69百万円	第1回新株予約権 償還期限 (注) 2045年7月27日 第2回新株予約権 償還期限 2046年7月29日 第3回新株予約権 償還期限 2047年7月31日 第4回新株予約権 償還期限 2048年7月27日 第5回新株予約権 償還期限 2049年7月26日 第6回新株予約権 償還期限 2050年7月22日

(注) 新株予約権の償還期限はストックオプションの権利行使期間日を記載しております。

2026年3月期末における自己資本調達手段の概要は、以下のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		概要
		連結	単体	
株式会社紀陽銀行	普通株式 (株主資本)	78,148百万円	75,920百万円	完全議決権株式
株式会社紀陽銀行	新株予約権	62百万円	62百万円	第1回新株予約権 償還期限 (注) 2045年7月27日 第2回新株予約権 償還期限 2046年7月29日 第3回新株予約権 償還期限 2047年7月31日 第4回新株予約権 償還期限 2048年7月27日 第5回新株予約権 償還期限 2049年7月26日 第6回新株予約権 償還期限 2050年7月22日

(注) 新株予約権の償還期限はストックオプションの権利行使期間日を記載しております。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行グループでは、当行の自己資本管理規程において自己資本の充実度を評価するための手法と、評価のための自己資本の定義ならびに対象とするリスクの定義を定めております。

自己資本の種類を「自己資本比率告示において規定されている資本」（以下「規制資本」という。）と「内部リスク管理上必要とされる資本」（以下「リスク資本」という。）に区分し、それぞれの自己資本の充実度の評価をおこなっております。

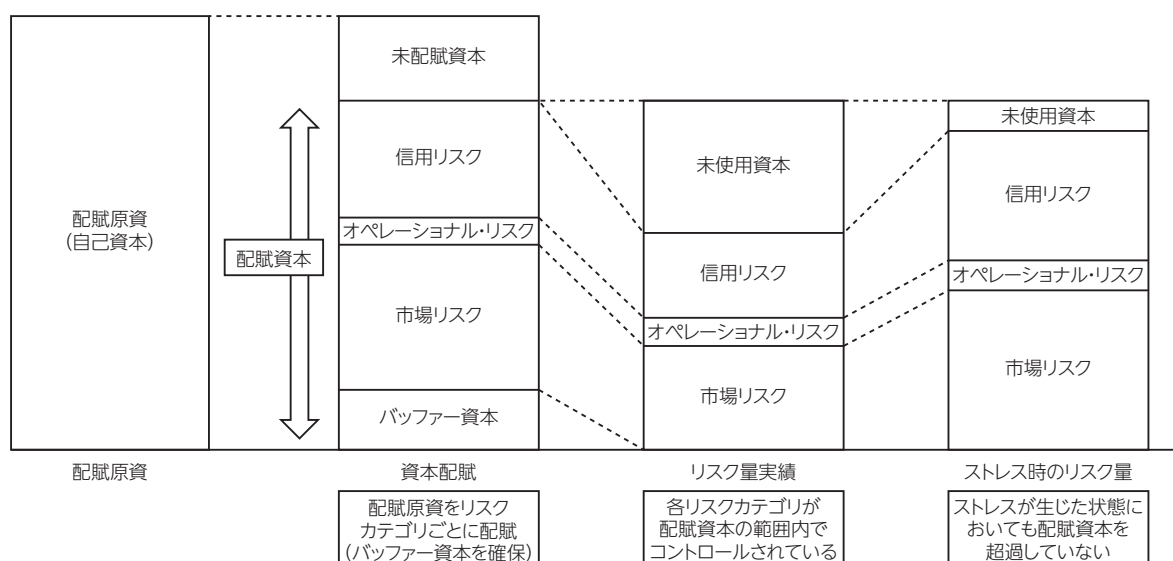
規制資本については、自己資本比率告示に則って信用リスク、オペレーショナル・リスクを計測して算出した自己資本比率と、規制上で国内基準行に必要とされる自己資本比率4%との比較により自己資本の充実度を評価しております。

リスク資本については、計測されたリスク量を基に当該業務にかかる収益性・安全性・公共性・成長性、経営戦略等を考慮して配賦しております。自己資本の全額を配賦原資とするのではなく、未配賦資本を設定し将来の不確実要素に対する健全性を担保しております。「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」をリスク資本配賦の対象とし、期中に各リスク部門へ追加配賦が可能な資本として各リスク部門に属さないバッファ資本を設定することで市場情勢等に応じた機動的な資本配賦をおこなっております。各リスク部門のリスク量の計測にあたっては、原則、数理統計的手法に基づく指標を使用し、客観的妥当性を確保しております。

モニタリングに際しては、リスク量と配賦資本額の対比のほか、経済状況の悪化や市場環境の変化を想定したストレス・シナリオに基づくストレステストによるリスク量とも比較し自己資本の充実状況の検証をおこなっております。

リスク資本配賦は半期ごとに年2回実施し、モニタリング結果は原則月次でリスク管理委員会へ報告しております。

【自己資本（リスク資本）の充実度に関する評価方法の概要のイメージ】



4. 信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

当行グループでは、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス取引を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」と定義しております。

(信用リスク管理の基本方針)

当行グループでは、「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスク管理の基本方針を定めております。信用リスクの顕在化は、当行の経営や財務内容に重大な影響をもたらすことを認識したうえで、経営体力を勘案し、適切に信用リスクを管理しております。また、適切なリスクテイクをおこないつつ、リスク量に見合った適切な収益を確保するとともに、当行の資産の健全性を維持するために信用リスクの定量的把握に努めております。信用リスクの定量化は、今後1年間に起こり得る最大損失額や今後1年間に平均的に発生が見込まれる損失額などを数理統計的手法によって計測しております。

(信用リスク管理の体制)

当行グループでは「信用リスク管理規程」において、信用リスク管理に係る組織体制を定め、与信審査部門と与信管理部門の担当部署を明確に分離しております。また、リスク管理委員会において、信用リスクに関する各種事項を把握・認識し、適切な対応策を協議のうえ取締役会へ答申・報告をおこなうほか、リスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかの運営状況を監視する体制としております。

(基礎的内部格付手法の適用除外とするエクスポージャーの性質及びエクスポージャーを適切な手法に完全に移行させるための計画)

①基礎的内部格付手法の適用を除外するエクスポージャー

当行では、信用リスク・アセットの額の算出にあたり原則として基礎的内部格付手法を適用しておりますが、金額が僅少であり、基礎的内部格付手法を適用する重要性が低いと判断される一部の資産又は連結子会社については例外的に標準的手法を適用しております。これらはいずれも標準的手法を適用することにより、信用リスク・アセットの額が過少に算出されるものではありません。

②基礎的内部格付手法を段階的に適用するエクスポージャー

該当ございません。

会社別の適用手法は次のとおりとなっております。

事業単位	適用手法	標準的手法部分の取扱い
株式会社紀陽銀行	基礎的内部格付手法 (前払費用等一部の資産は標準的手法)	適用除外
紀陽リース株式会社		
阪和信用保証株式会社	標準的手法 (求償債権等一部の資産は内部格付手法)	
紀陽情報システム株式会社	標準的手法	
株式会社紀陽カード		
株式会社紀陽カードディーシー		
紀陽パートナーズ株式会社		
紀陽ビジネスサービス株式会社		
紀陽キャピタルマネジメント株式会社		

標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当行グループでは、標準的手法が適用されるポートフォリオのリスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮しつつ、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切であるとの判断に基づき、すべてのエクスポージャーについて上記 (1) の格付機関を採用しております。

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

以下の (i) から (ix) に掲げる内部格付手法のポートフォリオに標準的手法のポートフォリオの区分 (区分は主なもののみ記載。) を分類する場合の基準 (マッピングルール) は、それぞれ以下の通りとなっております。なお、同じ標準的手法のポートフォリオであっても、商品性の違いなどにより異なる内部格付手法のポートフォリオの区分に分類する場合があります。

(i) 事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除く。)

以下の標準的手法における区分の合計額が5千万円以上の債務者グループ。

(但しアパート・ビルローンのみの先は1億円以上)

- ・法人等向けエクスポージャー
- ・適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー
- ・賃貸用不動産向けエクスポージャー
- ・その他不動産関連エクスポージャー

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

- ・中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー
- ・国際決済銀行等向けエクスポージャー
- ・我が国の地方公共団体向けエクスポージャー
- ・外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー
- ・国際開発銀行向けエクスポージャー
- ・地方公共団体金融機構向けエクスポージャー
- ・我が国の政府関係機関向けエクスポージャー
- ・地方三公社向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

- ・金融機関向けエクスポージャー
- ・カバード・ボンド向けエクスポージャー

- ・第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー
- ・保険会社向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - ・自己居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
 - ・法人等向けエクスポージャー
 - ・適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
 以下の標準的手法における区分の合計額が5千万円未満の債務者グループ。
 (但しアパート・ビルローンのみの先は1億円未満)
 - ・法人等向けエクスポージャー
 - ・適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー
 - ・賃貸用不動産向けエクスポージャー
 - ・その他不動産関連エクスポージャー
 上記に該当しない消費性の適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー（自己居住用不動産向けエクスポージャーを除く。）
- (vii) 株式等エクスポージャー
 - ・株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
 - ・特定貸付債権向けエクスポージャー
 - ・事業用不動産関連エクスポージャー
- (ix) 購入債権
 - ・金融機関向けエクスポージャー
 - ・第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー
 - ・保険会社向けエクスポージャー
 - ・法人等向けエクスポージャー
 - ・適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー
 - ・自己居住用不動産向けエクスポージャー
 - ・賃貸用不動産向けエクスポージャー
 - ・事業用不動産関連エクスポージャー
 - ・その他不動産関連エクスポージャー

内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

(1) 使用する内部格付手法の種類

自己資本比率の算出にあたっては、基礎的内部格付手法を使用しております。

(2) 内部格付制度の概要

当行の内部格付制度は「債務者格付制度」「案件格付制度」「特定貸付債権格付制度」「リテール・プール管理制度」から構成されており、あわせて各制度を運用するために必要となる「パラメータ推計」を実施しております。内部格付付与手続の健全性を維持するため、「検証」及び各制度の定期的な見直しをおこなっております。また内部格付制度の適切な運用を確保するために各種の規定を別途定めております。

(3) 内部格付制度の構造

(債務者格付制度)

債務者格付制度は、与信先の信用度あるいは債務履行の確実性の程度に応じて、以下のとおり13段階に区分して格付を付与しております。格付ランクは公共部門（国、地方公共団体、政府関係機関等）と公共部門以外（一般事業法人、個人事業主、金融機関等）を区別しております。また格付ランクと自己査定における債務者区分は整合的なものとなっております。

格付	格付 (ソブリン)	債務履行 の可能性	与信先の定義	債務者区分	
A 1	A 1 S ~ A 3 S	高い ↑	財務内容は極めて良好で、債務償還が確実である	正常先	
A 2	A 4 S		財務内容は良好で、債務償還がほぼ確実である		
A 3	A 5 S		財務内容は平均水準を大きく上回り、当面の債務償還の可能性が高く、将来においてもその確実性が安定している		
A 4	A 6 S		財務内容は平均水準以上で、当面の債務償還の可能性が高く、将来においてもその確実性が低下する可能性が低い		
A 5	A 7 S		財務内容は平均水準をやや上回り、当面の債務償還の可能性が高く、将来においてもその確実性が低下する可能性がやや低い		
A 6			財務内容は平均水準で、当面の債務償還の可能性に問題はないが、将来においてもその確実性が低下する可能性がある		
A 7			財務内容は平均水準をやや下回り、当面の債務償還の可能性に問題はないが、将来においてもその確実性が低下する可能性がある		
B 1	B 1 S	低い ↓	財務内容に問題があり、今後の管理に注意を要する	要注意先	その他の 要注意先
B 2	B 2 S		財務内容に著しく問題があり、元利金償還が懸念されるなど、今後の管理に特に注意を要する		
B 3	B 3 S		格付ランクB1、B2格に該当する債務者のうち、3カ月以上延滞債権、もしくは条件緩和債権を有する		要管理先
C	C S		現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる	破綻懸念先	
D	D S		法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないが、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている	実質破綻先	
E	E S		法的・形式的な経営破綻の事実が発生している	破綻先	

(案件格付制度)

案件格付制度は、個別の与信案件ごとに保証や担保といった保全状況の度合いに応じて格付を付与しております。

(特定貸付債権格付制度)

特定貸付債権格付制度は、ノンリコース・ローンなどの特定貸付債権に分類される債権に対し、与信先に対する信用力の評価と回収可能性の評価を一体的におこなう期待損失率を評価した格付を付与しております。

(リテール・プール管理制度)

リテール・プール管理制度は、個人向けの消費性・信及び小規模の事業性・信を対象としております。債務者の属性及び取引に係るリスク特性及び延滞状況等に基づきプール区分を設定し、類似性を持ったリスク特性の与信をプール単位で管理する制度であります。

(パラメータ推計)

パラメータ推計とは、デフォルト確率（PD：債務者が1年間にデフォルトする確率）、デフォルト時損失率（LGD）、デフォルト時与信額（EAD）をそれぞれ予測することであり、自己資本比率における信用リスク・アセット額の算出において、事業法人等向けエクスポージャーにはPD推計値を使用し、リテール向けエクスポージャーにはPD、LGD、EADの各推計値を使用しております。これらのパラメータ推計値は与信審査、リスク管理などの内部管理にも使用しております。

(検証)

内部格付制度について、運用の状況、格付付与及びプールへの割り当てに使用するモデルの有意性等、格付及びプールの分布状況等を確認するため年1回以上の頻度で検証をおこなっております。またパラメータ推計について、推計値と実績値を比較する検証を年1回以上の頻度でおこなっております。

(4) ポートフォリオごとの格付付与手続の概要

当行では個々の与信と与信先や取引の属性に応じて、以下のポートフォリオに分類したうえで、「債務者格付制度」「案件格付制度」「特定貸付債権格付制度」による格付付与、もしくは「リテール・プール管理制度」によるプールへの割り当てをおこなっております。

ポートフォリオ	主なエクスポージャーの種類	内部格付制度	格付付与手続の概要
事業法人向け エクスポージャー	事業法人（個人事業主を含む）で 与信額が一定額（※）以上の先	債務者格付制度／ 案件格付制度	与信先の財務データを使用してスコアリングモデルで定量評価を行った後、定性的な評価を加味して格付を付与する。 案件格付は保全の度合いに応じて格付を付与する。
ソブリン向け エクスポージャー	中央政府 中央銀行 政府関係機関 地方公共団体 信用保証協会等		(我が国の中央政府・中央銀行) 特定の格付（A1S格）を付与する。 (外国の中央政府・中央銀行、我が国の政府関係機関) 外部格付に応じた格付ランクに定性的な評価を加味して格付を付与する。 (我が国の地方公共団体) 財政状態を表す指標を基に格付を付与する。 (信用保証協会) 各信用保証協会が属する地方公共団体の格付を基に格付を付与する。
金融機関等向け エクスポージャー	銀行、証券会社等		外部格付に応じた格付ランクに定性的な評価を加味して格付を付与する。
特定貸付債権	プロジェクト・ファイナンス 事業用不動産向け貸付 オブジェクト・ファイナンス	特定貸付債権 格付制度	ノンリコースローンで一定の要件に該当する案件は、与信先に対する信用力の評価と与信の回収可能性の評価を一体的に行う期待損失率を評価し、定性的な評価を加味して格付を付与する。
居住用不動産向け エクスポージャー	住宅ローン	リテール・プール 管理制度	与信先単位で管理するのではなく、延滞状況、与信先及び取引に係るリスク特性を基にプール区分を設定し、類似性を持ったリスク特性の与信をプール単位で管理する。
適格リボルビング型 リテール向け エクスポージャー	無担保カードローン		
その他 リテール向け エクスポージャー	フリーローン、目的別ローン、 事業法人（個人事業主を含む）で 与信額が一定額（※）未満の先		

※一定額 アパート・ビルローンのみの先 1億円
上記以外の先 5千万円

(5) パラメータの推計及び検証に用いた定義、方法及びデータ

事業法人等向けエクスポージャーについては各債務者格付に対応するPD推計をおこなっており、リテール向けエクスポージャーについては各プールに対応するPD、LGD及びEADの推計をおこなっております。

パラメータの推計にあたっては、債務者区分が要管理先以下をデフォルトとして定義し、銀行内部の過去実績データを用いております。ただし債務者格付制度の上位格付ランクは銀行内部のデフォルト実績が少ないため、外部格付機関が公表しているデフォルト実績をPD推計に用いております。

パラメータ推計の方法としましては、過年度ごとの実績データの平均値を求め、予測される推計値に誤差が生じることを考慮して保守的な修正をおこなっております。

パラメータ検証においても、デフォルトの定義を要管理先以下とし、銀行内部の過去実績データを用いて、推計値と実績値の比較をおこなっております。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスク削減手法とは)

信用リスク削減手法とは、当行グループが抱える信用リスクを軽減するための措置であり、貸出金等債権と預金等債務の相殺、担保、保証などが該当します。

(自己資本比率算出上の取り扱い)

自己資本比率の算出においては、「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を採用しております。

(リスク管理の方針)

信用リスク削減手法は、当行グループが自らの自己資本の充実度を評価する際の取り扱いであり、貸出金の与信案件の審査にあたっては担保・保証に過度に依存した取り組みはおこなっておりません。

(リスク管理の手続の概要)

①貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

貸出金と預金との相殺については、担保（総合口座を含む。）取得していない定期預金等を対象とし、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーに対して、信用リスク削減効果を勘案しております。

②派生商品取引並びにレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

レボ形式の取引において、法的な有効性を確認できる相対ネットティング契約がある場合は、当該契約についてその効果を勘案しております。

③担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保の評価、管理については、各種規程や手続に基づいて実施し、担保の種類ごとに定められた周期で評価の見直しをおこなっております。

④主要な担保の種類

主な担保としては、不動産担保、有価証券担保、預金担保等があります。信用リスク・アセットの額の算出時は、適格金融資産担保（現金、自行預金、上場株式等）、適格不動産担保（土地・建物等）を信用リスク削減手法に用いております。

⑤保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

保証については、国、政府関係機関、地方公共団体、信用保証協会、事業会社等があり、信用リスク削減効果が認められる保証を信用リスク削減手法に用いております。クレジット・デリバティブについては信用リスク削減手法として用いておりません。

⑥信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の適用により、特定の与信先や業種等の信用リスクの集中度合いが高まるような偏った取り扱いはおこなっておりません。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

（派生商品取引及び長期決済期間取引とは）

派生商品取引とは、預貸金や外国為替、債券、株式などの金融取引のリスクを低減するための取引で、先物、オプション、スワップなどの取引、及びこれらを組み合わせた取引です。長期決済期間取引とは、有価証券等の受渡し又は決済をおこなう取引で、約定日から受渡日（決済日）までの期間が一定の期間を超えることが約定される取引です。

（リスク管理方針）

派生商品取引は主としてポジションのヘッジをおこなうことを目的としております。

派生商品取引に伴う各リスクは市場リスクとして認識しております。市場リスクについては戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なリスク管理態勢を整備し、配賦資本の範囲に常にリスク量が収まるよう管理しております。

（手続の概要）

当行グループでは、派生商品取引の信用リスク額は、SA-CCR方式により与信相当額を算出しております。

オフ・バランス取引である派生商品取引に係る取引相手の信用リスクは、当該派生商品の原資産である預貸金や外国為替、債券、株式等のオン・バランス取引と合算管理しております。保全及び引当についても、オン・バランス取引と合算管理しておりますので、派生商品取引のみの保全及び引当の算定はおこなっておりません。

なお、一定額以上の信用リスクのある取引相手については、与信限度額の管理のなかでリスク管理委員会に対して定期的に報告をおこなっております。

また、市場取引における派生商品取引については、取引先とISDA契約に加えCSA契約を締結し、取引相手先もしくは派生商品取引の契約先となる当行の信用リスクが一定レベル以下に低下した場合は、双方が一定額の担保を取引相手に提供する内容の契約としております。

長期決済期間取引に係る取引相手の信用リスクは、個別取引ごとに決済履行の可能性等を判断しております。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

（取引の内容）

当行グループでは、投資家として証券化エクスポージャーに該当する証券化商品を保有しております。

なお、当行グループでは、オリジネーター等としての証券化取引への関与はおこなっておりません。

（取引に関する取り組み方針）

当行グループでは、今後とも投資家として証券化取引に関与していく予定であり、当面オリジネーター等としての関与の予定はございません。

（リスク管理方針）

当行グループでは、裏付資産の内容、ストラクチャー、外部格付等を確認し、内包されているリスクを所管部署にて十分審査し、必要に応じて取引限度額を設定しております。また、定期的に外部格付機関等の格付や各種リスクのモニタリングをおこなっております。

（取引に関するリスク特性）

当行グループが保有する証券化商品は、信用リスク並びに金利リスクを保有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

自己資本告示第248条第1項第1号から4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行グループでは、保有する証券化エクスポージャーについての包括的なリスク特性やパフォーマンス等に係る情報を適時に把握する体制を整備し、継続的なモニタリングを実施しております。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行グループにおいては、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

再証券化取引に関する事項

再証券化に該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行グループでは証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「外部格付準拠方式」「標準的手法準拠方式」を使用することとしております。また、「外部格付準拠方式」「標準的手法準拠方式」を使用しない場合、1,250%のリスク・ウェイトを適用することとしております。

証券化取引に関する会計方針

当行グループにおいては、証券化取引による資産の売却あるいは資金の調達等に該当する取引をおこなっておりません。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けはおこなっておりません。

7の2. CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

(手法の名称)

当行グループでは、CVAリスク相当額の算出に使用する手法として「限定的なBA-CVA」を採用しております。

対象取引の概要

対象取引の概要としては、顧客の実需や資金運用・調達にて取り組む為替取引が大勢を占めております。

CVAリスクの特性およびCVAリスクに関するリスク管理体制の概要

(CVAリスクとは)

CVAリスクとは、デリバティブ取引における相手方の信用力の变化に伴うエクスポージャーの時価変動リスクを指します。

(CVAリスクの特性)

当行グループのCVAリスクの特性としては、顧客実需に対するカバー取引や資金運用・調達先でもある金融機関（投資適格先）との取引が多いことです。

(リスク管理体制)

当行グループでは、法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引についてはその効果を勘案しております。また、取引相手の信用力は内部格付に基づき評価しております。

なお、CVAリスクのヘッジを目的としたCVAデスクは設置しておりません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当行グループでは、マーケット・リスク相当額の算定を要しないため、該当ございません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(オペレーショナル・リスクとは)

当行グループでは、オペレーショナル・リスクを「当行グループの業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的事象により損失を被るリスク」と定義し、事務リスク、システムリスク、法務リスク、有形資産リスク、人的リスクに分類しております。

(方針及び手続)

当行グループでは、「常に預金者や市場から信頼・信認を得られるようにするために、適切な内部統制（体制・システム等）を整備することでオペレーショナル・リスクを適切に管理する。」という方針のもと、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスク全体の一元的な把握・管理を実施する部署を設置しております。また、管理すべき範囲が多岐にわたることから、オペレーショナル・リスクの各区分に応じた管理部署を定めるとともに、リスク区分ごとに規程・手続等を整備し、適切に管理するプロセスを構築しております。

具体的には、RCSA（リスクとコントロールの自己評価）実施により、リスクの顕在化防止に取り組むとともに、事務事故等、顕在化したオペレーショナル・リスク事象が、速やかに報告される体制を整備しており、これらを通じて、業務内容の改善や再発防止策の策定に取り組むなど、オペレーショナル・リスク管理の実効性向上に努めております。

また、オペレーショナル・リスクの現状や高度化への取組状況等は、リスク管理委員会に報告され、経営陣がオペレーショナル・リスク管理の有効性・適切性を確認し、その協議内容は取締役会へ報告することとしております。

(オペレーショナル・リスク相当額の算出)

当行グループにおいては、自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって「標準的計測手法」を使用しております。

「標準的計測手法」では事業規模要素（BIC^(※)）に内部損失乗数（ILM）を乗じて得た額をもってオペレーショナル・リスク相当額とします。

(※) 事業規模指標（BI）に規模に応じた掛け目を乗じた額

BI（事業規模指標：Business Indicator）の算出方法

BIは金利要素、役務要素、金融商品要素の直近3年間の平均値を合計して算出しております。なお、金利要素、役務要素、金融商品要素は金融庁告示第305条に定められた方法により算出しております。

ILM（内部損失乗数：Internal Loss Multiplier）の算出方法

ILMは内部損失データを使用し、金融庁告示第306条に定められた方法により算出しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無、有の場合その理由

該当ございません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無、有の場合その理由

該当ございません。

10. 株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

（管理区分）

当行グループでは、株式等エクスポージャーについては、市場部門が運用目的で保有している「純投資」と、預金・貸出金・業務上の提携などを含めた総合的な取引関係を勘案して継続的に長期保有している「政策投資」という区分に分け、保有目的に応じた管理をおこなっております。なお、投資信託（不動産投資法人への出資を含む）についても一体で管理しております。

（方針及び手続）

当行グループでは株式等エクスポージャーに関するリスクを市場リスクとして認識し、市場リスク管理の基本方針のもと、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なリスク管理態勢を整備し、配賦されたリスク資本の範囲に常にリスク量が収まるよう、適切に管理をおこなっております。

また、政策投資株式については、銘柄ごとの保有意義について継続的に見直し、価格変動リスクのコントロールに努めております。

グループ全体の財務状況に与える影響が大きい当行が保有する純投資株式・投資信託の価格変動リスクに対するリスク資本は、原則半年に一度、戦略や方針等を勘案し決定され、リスク資本の範囲内で当行が効率的に収益を追求できる体制としております。また、当行ではリスク資本のほかに投資金額の限度やロスカットルールを定め、損失の拡大を防止する措置を講じております。

純投資株式・投資信託（私募の不動産投資法人への出資を除く）の価格変動リスクの計測は、バリュエーション・アット・リスク（以下、VaRという。）によりおこない、信頼区間は99%、保有期間は3ヶ月として計測しております。政策投資株式のうち上場株式は、金融商品会計のなかで財務上の影響が発生することから、価格変動リスクを把握するため、純投資株式・投資信託同様VaRの計測をおこなっております。

当行における組織的な管理態勢としては、投資を実施する部署とは分離独立したリスク統括部が、日次ベースでモニタリングを実施し、リスク管理の有効性を保っております。

これら純投資株式・投資信託・政策投資株式の残高、評価損益、リスク量の状況は定期的にリスク管理委員会へ報告され、経営陣がリスク管理体制の有効性・適切性を確認し、協議された内容は取締役会へも報告されております。

株式等（不動産投資法人への出資含む）のリスク・ウェイト判定は、以下の区分に応じてリスク・ウェイトを適用しております。

①投機的な非上場株式 400%

②上記①に該当しない株式 250%

株式等の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法によりおこなっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等については、会計方針等を変更した場合、変更の理由や影響額を財務諸表の注記に記載しております。

11. 金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当行グループでは金利リスクを市場リスクとして認識し、市場リスク管理の基本方針のもと、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なリスク管理態勢を整備し、配賦されたリスク資本の範囲に常にリスク量が収まるよう、適切に管理をおこなっております。

預貸金や有価証券を中心とした金利感応資産・負債及びオフ・バランス取引を対象とし、有価証券のみの金利リスク量は日次、貸出や預金を含めた銀行全体の金利リスク量は月次で計測・管理しております。

把握したリスクについては、ALM（Asset Liability Management）の一環として、グループ全体の収益力向上に資するようコントロールをおこなっており、当行のALM戦略委員会、頭取が委員長となって定期的な協議をおこなっております。

金利リスクの算定方法の概要

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（金利ショックに対する経済価値の減少額）及び Δ NII（金利ショックに対する期間収益の減少額）は以下の前提で算出しております。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期3.06年となっております。

- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
- ・流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提
過去の流動性預金残高の変化率、預金金利の市場金利への追従率を統計的に解析することで、将来の流動性預金残高を保守的に推計し、実質的な満期を割り当てております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済率、定期預金の早期解約率については、当局が定める保守的な前提を使用しております。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
△EVE、△NIIともに通貨間の相関は考慮せず、正となる値を通貨ごとに単純合算しております。
- ・スプレッドに関する前提
割引金利にはスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにはスプレッドを含めております。
- ・内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
流動性預金の滞留（コア預金）の算出に内部モデルを使用しております。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2025年4月より流動性預金の滞留（コア預金）の算出に使用する内部モデルを変更しております。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当行の△EVEは上方パラレルシフトのシナリオにおいて海外金利が上昇することで最大となります。

○その他内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

当行グループでは内部管理として、分散・共分散方法によるVaR（信頼区間99%、保有期間6ヶ月）を算出し、金利リスク管理をおこなっております。

VaR以外にも、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）、GPS（グリッド・ポイント・センシティビティ）分析、ギャップ分析、シナリオ分析、ストレステスト等の手法を用いてリスク管理を実施し、リスクを的確かつ多面的に把握するとともに、計測手法の高度化・精緻化に努めております。なお、金利リスク算出上、流動性預金については、内部モデルによりコア預金を推計し、使用しております。

【定量的な開示事項】

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本額を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（2025年3月期末、2026年3月期末）

対象となる会社はございません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

■2025年3月期末

(単位：百万円)

エクスポージャーの区分	リスク・アセットの額		所要自己資本の額	
	連 結	単 体	連 結	単 体
標準的手法が適用されるエクスポージャー（A）	19,204	3,458	1,536	276
銀行資産のうち内部格付手法の適用除外資産	3,398	3,458	271	276
銀行資産のうち内部格付手法の段階的適用資産	—	—	—	—
連結子会社資産のうち内部格付手法の適用除外資産	15,805	—	1,264	—
連結子会社資産のうち内部格付手法の段階的適用資産	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー（B）	1,754,657	1,766,446	173,445	173,840
事業法人等向けエクスポージャー	1,289,515	1,308,146	132,171	133,788
事業法人向け（特定貸付債権除く）	564,308	564,836	51,256	51,303
特定貸付債権	43,600	43,600	4,129	4,129
中堅中小企業向け	625,952	644,055	71,328	72,899
ソブリン向け	24,139	24,139	2,908	2,908
金融機関等向け	31,514	31,514	2,548	2,548
リテール向けエクスポージャー	178,516	178,106	17,859	17,517
居住用不動産向け	146,705	146,517	13,618	13,518
適格リボルビング型リテール向け	6,135	5,974	908	688
その他リテール向け	25,675	25,613	3,332	3,310
株式等向けエクスポージャー	151,360	166,078	12,108	13,286
PD/LGD方式適用分	—	—	—	—
マーケット・ベース方式の簡易手法適用分	—	—	—	—
マーケット・ベース方式の内部モデル手法適用分	—	—	—	—
投機的な非上場株式に対する投資に該当するエクスポージャー（リスクウェイト400%）	—	—	—	—
上記以外に対する投資に該当するエクスポージャー（リスクウェイト250%）	151,360	166,078	12,108	13,286
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	51,012	50,941	4,134	4,128
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マंडート方式）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式リスクウェイト250%）	6,178	6,178	494	494
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式リスクウェイト400%）	2,068	2,068	165	165
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式リスクウェイト1250%）	—	—	—	—
証券化	4,772	4,772	381	381
購入債権	14,056	14,056	1,189	1,189
リース取引	20,778	—	2,028	—
その他資産等	36,398	36,098	2,911	2,887
CVAリスク（C）	23,873	23,873	1,909	1,909
SA-CVA	—	—	—	—
完全なBA-CVA	—	—	—	—
限定的なBA-CVA	23,873	23,873	1,909	1,909
簡便法	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー（D）	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー（E）	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー（F）	9,884	9,884	792	792
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー（G）	29,817	28,580	2,385	2,286
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（H）	△0	△0	△0	△0
フロア調整（I）	—	—	—	—
合計（A+B+C+D+E+F+G+H+I）	1,837,438	1,832,243	180,069	179,105

(注) 1. マーケット・リスク相当額に係る額を算入していません。

2. 標準的手法が適用されるエクスポージャーの所要自己資本の額はリスク・アセットの額×8%で算出しております。

3. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの所要自己資本の額は信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額で算出しております。

エクスポージャーの区分	リスク・アセットの額		所要自己資本の額	
	連 結	単 体	連 結	単 体
標準的手法が適用されるエクスポージャー (A)	19,214	3,428	1,537	274
銀行資産のうち内部格付手法の適用除外資産	3,428	3,428	274	274
銀行資産のうち内部格付手法の段階的適用資産	—	—	—	—
連結子会社資産のうち内部格付手法の適用除外資産	15,785	—	1,262	—
連結子会社資産のうち内部格付手法の段階的適用資産	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー (B)	1,797,815	1,811,881	176,709	177,251
事業法人等向けエクスポージャー	1,368,852	1,390,843	138,440	140,338
事業法人向け (特定貸付債権除く)	642,321	664,312	58,718	60,616
特定貸付債権	42,958	42,958	4,050	4,050
中堅中小企業向け	631,501	631,501	70,507	70,507
ソブリン向け	23,786	23,786	2,875	2,875
金融機関等向け	28,284	28,284	2,287	2,287
リテール向けエクスポージャー	183,768	183,137	18,227	17,803
居住用不動産向け	146,260	145,960	13,596	13,441
適格リボルビング型リテール向け	6,149	6,001	895	698
その他リテール向け	31,358	31,174	3,735	3,663
株式等向けエクスポージャー	104,322	119,062	8,345	9,525
PD/LGD方式適用分	—	—	—	—
マーケット・ベース方式の簡易手法適用分	—	—	—	—
マーケット・ベース方式の内部モデル手法適用分	—	—	—	—
投機的な非上場株式に対する投資に該当するエクスポージャー (リスクウェイト400%)	—	—	—	—
上記以外に対する投資に該当するエクスポージャー (リスクウェイト250%)	104,322	119,062	8,345	9,525
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)	56,006	55,921	4,486	4,480
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンドート方式)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式リスクウェイト250%)	3,824	3,824	305	305
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式リスクウェイト400%)	573	573	45	45
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式リスクウェイト1250%)	54	54	4	4
証券化	6,911	6,911	552	552
購入債権	15,591	15,591	1,317	1,317
リース取引	21,724	—	2,086	—
その他資産等	36,184	35,960	2,894	2,876
CVAリスク (C)	18,907	18,907	1,512	1,512
SA-CVA	—	—	—	—
完全なBA-CVA	—	—	—	—
限定的なBA-CVA	18,907	18,907	1,512	1,512
簡便法	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (D)	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー (E)	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー (F)	9,418	9,418	755	755
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー (G)	34,771	33,310	2,781	2,664
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (H)	—	—	—	—
フロア調整 (I)	23,725	7,523	1,898	601
合計 (A + B + C + D + E + F + G + H + I)	1,903,852	1,884,470	185,194	183,059

- (注) 1. マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。
2. 標準的手法が適用されるエクスポージャーの所要自己資本の額はリスク・アセットの額×8%で算出しております。
3. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの所要自己資本の額は信用リスク・アセットの額×8%＋期待損失額で算出しております。

オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

■2025年3月期末

(単位：百万円)

	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	
	連 結	単 体	連 結	単 体
標準的計測手法	70,542	62,029	5,643	4,962

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額」に8%を乗じた額で算出しております。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	
	連 結	単 体	連 結	単 体
標準的計測手法	71,538	61,735	5,723	4,938

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額」に8%を乗じた額で算出しております。

BI、BICの額及びILMの値

(単位：百万円)

	2025年3月期末		2026年3月期末	
	連 結	単 体	連 結	単 体
BIの額	85,054	74,619	85,741	74,435
BICの額	10,206	8,954	10,289	8,932
ILMの値	0.5529	0.5542	0.5562	0.5529

オペレーショナル・リスク損失の推移

■2025年3月期末

(単位：百万円)

項番		イ 当期末	ロ 前期末	ハ 前々期末	ニ ハの前期末	ホ ニの前期末	ヘ ホの前期末	ト ヘの前期末	チ トの前期末	リ チの前期末	ヌ リの前期末	ル 直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの（連結）												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)	7	2	16	8	2	—	—				5
2	損失の件数	1	1	3	2	1	—	—				1
3	特殊損失の総額	—	—	—	—	—	—	—				—
4	特殊損失の件数	—	—	—	—	—	—	—				—
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)	7	2	16	8	2	—	—				5
二百万円を超える損失を集計したもの（単体）												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)	7	2	16	8	2	—	—				5
2	損失の件数	1	1	3	2	1	—	—				1
3	特殊損失の総額	—	—	—	—	—	—	—				—
4	特殊損失の件数	—	—	—	—	—	—	—				—
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)	7	2	16	8	2	—	—				5

(注) 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとしております。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

項番		イ 当期末	ロ 前期末	ハ 前々期末	ニ ハの前期末	ホ ニの前期末	ヘ ホの前期末	ト ヘの前期末	チ トの前期末	リ チの前期末	ヌ リの前期末	ル 直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの（連結）												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)	20	7	2	16	8	2	—	—			7
2	損失の件数	1	1	1	3	2	1	—	—			1
3	特殊損失の総額	—	—	—	—	—	—	—	—			—
4	特殊損失の件数	—	—	—	—	—	—	—	—			—
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)	20	7	2	16	8	2	—	—			7
二百万円を超える損失を集計したもの（単体）												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)	—	7	2	16	8	2	—	—			4
2	損失の件数	—	1	1	3	2	1	—	—			1
3	特殊損失の総額	—	—	—	—	—	—	—	—			—
4	特殊損失の件数	—	—	—	—	—	—	—	—			—
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)	—	7	2	16	8	2	—	—			4

(注) 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとしております。

リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額

(単位：百万円)

項 目	2025年3月期末		2026年3月期末	
	連 結	単 体	連 結	単 体
リスク・アセットの合計額	1,907,980	1,894,273	1,975,391	1,946,205
総所要自己資本額	76,319	75,770	79,015	77,848

(注) 総所要自己資本額はリスク・アセットの合計額×4%で算出しております。

3. 信用リスクに関する次に掲げる事項 (リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高

■2025年3月期末

〈連結（種類別、地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

種類別	信用リスクエクスポージャーの期末残高				延滞エクスポージャー 又はデフォルトした エクスポージャーの 期末残高
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
標準的手法が適用されるエクスポージャー	20,287	6,644	—	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	6,433,036	4,265,167	715,759	27,356	74,908
合計	6,453,323	4,271,811	715,759	27,356	74,908
地域別					
国内	6,277,542	4,260,576	562,501	27,356	74,908
国外	175,781	11,235	153,257	—	—
合計	6,453,323	4,271,811	715,759	27,356	74,908
業種別					
製造業	554,287	527,968	9,211	4,047	18,325
農業、林業	1,881	1,809	—	—	54
漁業	588	582	—	—	53
鉱業、採石業、砂利採取業	3,182	2,933	—	—	—
建設業	180,825	178,486	—	—	6,836
電気・ガス・熱供給・水道業	90,802	89,936	—	—	1,920
情報通信業	29,573	27,381	1,001	78	277
運輸業、郵便業	131,571	122,447	5,014	48	2,549
卸売業、小売業	449,811	426,870	5,910	11,036	15,423
金融業、保険業	1,663,158	244,397	168,809	12,061	155
不動産業、物品賃貸業	784,337	781,151	—	—	7,108
各種サービス業	344,482	335,842	1,000	83	17,151
国・地方公共団体	925,521	401,458	524,012	—	—
その他	1,293,297	1,130,546	800	—	5,052
合計	6,453,323	4,271,811	715,759	27,356	74,908
残存期間別					
1年以下	490,258	274,528	50,158	2,342	
1年超3年以下	586,117	388,092	112,126	1,699	
3年超5年以下	636,335	498,013	71,949	12,190	
5年超7年以下	458,889	398,149	30,771	2,922	
7年超10年以下	809,525	565,517	200,492	8,202	
10年超	2,059,039	1,667,971	250,261	—	
期間の定めのないもの	1,413,157	479,538	—	—	
合計	6,453,323	4,271,811	715,759	27,356	

(注) 1. 延滞エクスポージャー又はデフォルトしたエクスポージャーには、標準的手法を適用したエクスポージャーのうち自己資本比率告示第71条「延滞エクスポージャー」に該当するエクスポージャー、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち与信先の債務者区分が「要管理先」以下のものを記載しております。

※自己資本比率告示第71条（延滞エクスポージャー）抜粋

- ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権又は要管理債権に該当するものと査定する事由が生じること
- ・当該債務者に対する債権について重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ・当該債務者に対する当座貸越について約定の限度額を超過した日の翌日を起算日として3ヵ月以上限度額を超過すること

2. 地域別の「国外」は、各エクスポージャーの本社所在地が日本以外のものを対象としております。

3. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

4. 残存期間別の「期間の定めのないもの」には、現金、預け金、株式、その他の資産等を含めて記載しております。

〈単体（種類別、地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャーの期末残高				延滞エクスポージャー 又はデフォルトした エクスポージャーの 期末残高
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
種類別					
標準的手法が適用されるエクスポージャー	3,458	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	6,435,937	4,287,564	715,759	27,356	73,875
合計	6,439,396	4,287,564	715,759	27,356	73,875
地域別					
国内	6,263,615	4,276,328	562,501	27,356	73,875
国外	175,781	11,235	153,257	—	—
合計	6,439,396	4,287,564	715,759	27,356	73,875
業種別					
製造業	547,947	527,968	9,211	4,047	18,240
農業、林業	1,851	1,809	—	—	54
漁業	582	582	—	—	53
鉱業、採石業、砂利採取業	2,933	2,933	—	—	—
建設業	178,535	178,486	—	—	6,796
電気・ガス・熱供給・水道業	90,784	89,936	—	—	1,918
情報通信業	31,326	27,381	1,001	78	273
運輸業、郵便業	129,208	122,447	5,014	48	2,522
卸売業、小売業	446,976	426,870	5,910	11,036	15,335
金融業、保険業	1,666,426	245,107	168,809	12,061	155
不動産業、物品賃貸業	805,158	803,503	—	—	7,043
各種サービス業	337,937	335,842	1,000	83	17,093
国・地方公共団体	925,508	401,458	524,012	—	—
その他	1,274,218	1,123,237	800	—	4,386
合計	6,439,396	4,287,564	715,759	27,356	73,875
残存期間別					
1年以下	483,303	268,073	50,158	2,342	
1年超3年以下	587,153	394,141	112,126	1,699	
3年超5年以下	635,382	508,871	71,949	12,190	
5年超7年以下	454,729	398,149	30,771	2,922	
7年超10年以下	807,892	565,517	200,492	8,202	
10年超	2,059,004	1,667,971	250,261	—	
期間の定めのないもの	1,411,931	484,838	—	—	
合計	6,439,396	4,287,564	715,759	27,356	

- (注) 1. 延滞エクスポージャー又はデフォルトしたエクスポージャーには、標準的手法を適用したエクスポージャーのうち自己資本比率告示第71条「延滞エクスポージャー」に該当するエクスポージャー、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち与信先の債務者区分が「要管理先」以下のものを記載しております。
※自己資本比率告示第71条（延滞エクスポージャー）抜粋
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権又は要管理債権に該当するものと査定する事由が生じること
・当該債務者に対する債権について重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
・当該債務者に対する当座貸越について約定の限度額を超過した日の翌日を起算日として3ヵ月以上限度額を超過すること
2. 地域別の「国外」は、各エクスポージャーの本社所在地が日本以外のものを対象としております。
3. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。
4. 残存期間別の「期間の定めのないもの」には、現金、預け金、株式、その他の資産等を含めて記載しております。

■2026年3月期末

(連結 (種類別、地域別、業種別、残存期間別))

(単位：百万円)

種類別	信用リスクエクスポージャーの期末残高				延滞エクスポージャー 又はデフォルトした エクスポージャーの 期末残高
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
標準的手法が適用されるエクスポージャー	20,611	6,605	—	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	6,660,953	4,459,419	714,466	21,867	73,516
合計	6,681,564	4,466,025	714,466	21,867	73,516
地域別					
国内	6,498,879	4,457,692	549,146	21,867	73,516
国外	182,685	8,332	165,319	—	—
合計	6,681,564	4,466,025	714,466	21,867	73,516
業種別					
製造業	567,113	543,983	9,210	2,911	16,317
農業、林業	1,826	1,787	—	—	38
漁業	722	717	—	—	52
鉱業、採石業、砂利採取業	4,321	3,985	—	—	—
建設業	184,805	182,180	—	—	6,538
電気・ガス・熱供給・水道業	89,773	88,910	—	—	1,864
情報通信業	33,757	31,691	1,001	55	305
運輸業、郵便業	143,293	133,445	5,209	40	2,207
卸売業、小売業	458,177	440,480	4,411	8,296	16,224
金融業、保険業	1,700,584	252,940	146,278	10,524	117
不動産業、物品賃貸業	878,286	874,768	—	—	7,879
各種サービス業	365,022	357,125	—	39	16,640
国・地方公共団体	941,207	393,594	547,553	—	—
その他	1,312,672	1,160,414	800	—	5,330
合計	6,681,564	4,466,025	714,466	21,867	73,516
残存期間別					
1年以下	738,469	275,087	184,127	1,200	
1年超3年以下	544,452	410,354	90,953	1,342	
3年超5年以下	611,051	561,979	24,839	10,579	
5年超7年以下	414,297	366,429	28,591	1,821	
7年超10年以下	807,286	566,430	167,311	6,904	
10年超	2,074,661	1,741,519	218,642	18	
期間の定めのないもの	1,491,345	544,223	—	—	
合計	6,681,564	4,466,025	714,466	21,867	

(注) 1. 延滞エクスポージャー又はデフォルトしたエクスポージャーには、標準的手法を適用したエクスポージャーのうち自己資本比率告示第71条「延滞エクスポージャー」に該当するエクスポージャー、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち与信先の債務者区分が「要管理先」以下のものを記載しております。

※自己資本比率告示第71条（延滞エクスポージャー）抜粋

- ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権又は要管理債権に該当するものと査定する事由が生じること
- ・当該債務者に対する債権について重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ・当該債務者に対する当座貸越について約定の限度額を超過した日の翌日を起算日として3ヵ月以上限度額を超過すること

2. 地域別の「国外」は、各エクスポージャーの本社所在地が日本以外のものを対象としております。

3. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

4. 残存期間別の「期間の定めのないもの」には、現金、預け金、株式、その他の資産等を含めて記載しております。

〈単体（種類別、地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャーの期末残高				延滞エクスポージャー 又はデフォルトした エクスポージャーの 期末残高
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
種類別					
標準的手法が適用されるエクスポージャー	3,428	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	6,664,311	4,485,126	714,466	21,867	72,244
合計	6,667,740	4,485,126	714,466	21,867	72,244
地域別					
国内	6,485,054	4,476,794	549,146	21,867	72,244
国外	182,685	8,332	165,319	—	—
合計	6,667,740	4,485,126	714,466	21,867	72,244
業種別					
製造業	560,624	543,983	9,210	2,911	16,237
農業、林業	1,788	1,787	—	—	38
漁業	718	717	—	—	52
鉱業、採石業、砂利採取業	3,985	3,985	—	—	—
建設業	182,229	182,180	—	—	6,511
電気・ガス・熱供給・水道業	89,757	88,910	—	—	1,864
情報通信業	35,219	31,691	1,001	55	304
運輸業、郵便業	140,388	133,445	5,209	40	2,181
卸売業、小売業	455,306	440,480	4,411	8,296	16,170
金融業、保険業	1,704,214	253,830	146,278	10,524	117
不動産業、物品賃貸業	901,711	900,517	—	—	7,771
各種サービス業	358,066	357,125	—	39	16,595
国・地方公共団体	941,171	393,594	547,553	—	—
その他	1,292,557	1,152,877	800	—	4,398
合計	6,667,740	4,485,126	714,466	21,867	72,244
残存期間別					
1年以下	731,174	268,807	184,127	1,200	
1年超3年以下	542,913	414,741	90,953	1,342	
3年超5年以下	609,731	573,500	24,839	10,579	
5年超7年以下	415,727	372,304	28,591	1,821	
7年超10年以下	805,872	566,430	167,311	6,904	
10年超	2,074,188	1,741,519	218,642	18	
期間の定めのないもの	1,488,132	547,823	—	—	
合計	6,667,740	4,485,126	714,466	21,867	

- (注) 1. 延滞エクスポージャー又はデフォルトしたエクスポージャーには、標準的手法を適用したエクスポージャーのうち自己資本比率告示第71条「延滞エクスポージャー」に該当するエクスポージャー、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち与信先の債務者区分が「要管理先」以下のものを記載しております。
※自己資本比率告示第71条（延滞エクスポージャー）抜粋
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権又は要管理債権に該当するものと査定する事由が生じること
・当該債務者に対する債権について重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
・当該債務者に対する当座貸越について約定の限度額を超過した日の翌日を起算日として3ヵ月以上限度額を超過すること
2. 地域別の「国外」は、各エクスポージャーの本社所在地が日本以外のものを対象としております。
3. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。
4. 残存期間別の「期間の定めのないもの」には、現金、預け金、株式、その他の資産等を含めて記載しております。

貸倒引当金残高

■2025年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	10,654	7,108	10,654	7,108
個別貸倒引当金	15,576	13,114	15,576	13,114
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	26,231	20,222	26,231	20,222

〈単体〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	8,830	5,743	8,830	5,743
個別貸倒引当金	14,802	12,468	14,802	12,468
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	23,632	18,212	23,632	18,212

■2026年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	7,108	6,858	7,108	6,858
個別貸倒引当金	13,114	12,613	13,114	12,613
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	20,222	19,471	20,222	19,471

〈単体〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	5,743	5,552	5,743	5,552
個別貸倒引当金	12,468	11,928	12,468	11,928
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	18,212	17,481	18,212	17,481

個別貸倒引当金の業種別内訳

■2025年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

業 種 名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	4,415	5,118	4,415	5,118
農業、林業	6	—	6	—
漁業	23	23	23	23
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	523	483	523	483
電気・ガス・熱供給・水道業	8	7	8	7
情報通信業	56	40	56	40
運輸業、郵便業	367	352	367	352
卸売業、小売業	3,487	2,441	3,487	2,441
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	969	571	969	571
各種サービス業	4,938	3,423	4,938	3,423
地方公共団体	—	—	—	—
その他	780	652	780	652
計	15,576	13,114	15,576	13,114

〈単体〉

(単位：百万円)

業 種 名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	4,389	5,103	4,389	5,103
農業、林業	6	—	6	—
漁業	23	23	23	23
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	515	472	515	472
電気・ガス・熱供給・水道業	8	7	8	7
情報通信業	56	40	56	40
運輸業、郵便業	357	347	357	347
卸売業、小売業	3,475	2,429	3,475	2,429
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	968	570	968	570
各種サービス業	4,934	3,422	4,934	3,422
地方公共団体	—	—	—	—
その他	66	51	66	51
計	14,802	12,468	14,802	12,468

■2026年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

業 種 名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	5,118	4,057	5,118	4,057
農業、林業	—	—	—	—
漁業	23	23	23	23
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	483	483	483	483
電気・ガス・熱供給・水道業	7	7	7	7
情報通信業	40	45	40	45
運輸業、郵便業	352	342	352	342
卸売業、小売業	2,441	2,540	2,441	2,540
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	571	975	571	975
各種サービス業	3,423	3,447	3,423	3,447
地方公共団体	—	—	—	—
その他	652	689	652	689
計	13,114	12,613	13,114	12,613

〈単体〉

(単位：百万円)

業 種 名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	5,103	4,042	5,103	4,042
農業、林業	—	—	—	—
漁業	23	23	23	23
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	472	473	472	473
電気・ガス・熱供給・水道業	7	7	7	7
情報通信業	40	45	40	45
運輸業、郵便業	347	336	347	336
卸売業、小売業	2,429	2,529	2,429	2,529
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	570	975	570	975
各種サービス業	3,422	3,447	3,422	3,447
地方公共団体	—	—	—	—
その他	51	47	51	47
計	12,468	11,928	12,468	11,928

業種別貸出金償却の額

(単位：百万円)

業 種 名	2025年3月期		2026年3月期	
	連 結	単 体	連 結	単 体
製造業	364	349	150	150
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	45	45	706	706
電気・ガス・熱供給・水道業	1,869	1,869	—	—
情報通信業	1	1	4	4
運輸業、郵便業	16	16	—	—
卸売業、小売業	202	202	972	972
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	110	110	1	1
各種サービス業	307	307	489	489
地方公共団体	—	—	—	—
その他	428	—	719	29
計	3,347	2,903	3,044	2,354

標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについての以下の区分ごとの内訳

■2025年3月期末

(単位：百万円)

連 結						
	CCF・信用リスク削減手法 適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法 適用後のエクスポージャー		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
資産クラス	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額		
日本国政府及び日本銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	846	—	846	—	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	736	—	736	—	552	75.00
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	8,257	—	8,257	—	8,206	99.38
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	60,544	—	60,544	—	151,360	250.00
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	66,441	0	6,644	6,644	100.00
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
現金	1	—	1	—	—	0.00
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
合計	70,386	66,441	70,386	6,644	166,764	216.49

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

(単位：百万円)

単 体						
	CCF・信用リスク削減手法 適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法 適用後のエクスポージャー		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
資産クラス	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額		
日本国政府及び日本銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	66,431	—	66,431	—	166,078	250.00
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
合計	66,431	—	66,431	—	166,078	250.00

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

連 結						
資産クラス	CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
日本国政府及び日本銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,220	—	1,220	—	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	554	—	554	—	416	75.00
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	8,320	—	8,320	—	8,285	99.58
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	41,729	—	41,729	—	104,322	250.00
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	66,053	—	6,605	6,605	100.00
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
現金	1	—	1	—	—	0.00
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
合計	51,826	66,053	51,826	6,605	119,629	204.73

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

(単位：百万円)

単 体						
資産クラス	CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
日本国政府及び日本銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	47,625	—	47,625	—	119,062	250.00
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
合計	47,625	—	47,625	—	119,062	250.00

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、以下の区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びに以下のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

■2025年3月期末

(単位：百万円)

連 結							
信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）							
資産クラス	リスクウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	合計
日本国政府及び日本銀行向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	846	—	—	—	—	—	—	846
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	736	—	—	—	736

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	0	101	—	—	—	8,155	—	—	—	8,257

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	60,544	—	—	60,544

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	6,644	—	6,644

	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	70%	90%	110%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、事業用不動産関連	—	—	—	—	—	—

	60%	その他	合計
不動産関連向け うち、その他不動産関連	—	—	—

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、ADC向け	—	—	—	—

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	その他	合計
現金	1	—	—	—	1
取立未済手形	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

(単位：百万円)

単 体							
信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）							
資産クラス	リスクウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	合計
日本国政府及び日本銀行向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	66,431	—	—	66,431

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—

	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	70%	90%	110%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、事業用不動産関連	—	—	—	—	—	—

	60%	その他	合計
不動産関連向け うち、その他不動産関連	—	—	—

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、ADC向け	—	—	—	—

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

連 結								
信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）								
資産クラス	リスクウエイト	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
日本国政府及び日本銀行向け		—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	1,220	—	—	—	—	—	—	1,220
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	554	—	—	—	554

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	1	67	0	—	—	8,251	—	—	—	8,320

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	41,729	—	—	41,729

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	6,605	—	6,605

	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	70%	90%	110%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、事業用不動産関連	—	—	—	—	—	—

	60%	その他	合計
不動産関連向け うち、その他不動産関連	—	—	—

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、ADC向け	—	—	—	—

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等 (自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	その他	合計
現金	1	—	—	—	1
取立未済手形	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

(単位：百万円)

単 体							
信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）							
資産クラス	リスクウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	合計
日本国政府及び日本銀行向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	47,625	—	—	47,625

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—

	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	70%	90%	110%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、事業用不動産関連	—	—	—	—	—	—

	60%	その他	合計
不動産関連向け うち、その他不動産関連	—	—	—

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち、ADC向け	—	—	—	—

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、以下の事項及び以下のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

■2025年3月期末

(単位：百万円)

連 結				
リスク・ウェイト	(1)	(2)	(3)	(4)
	オン・バランスシートの エクスポージャーの額	オフ・バランスシートの エクスポージャーの額	CCFの加重平均値 (%)	信用リスク・エク スポージャーの額 (CCF・信用リスク 削減手法適用後)
40%未満	848	—	—	848
40%-70%	101	—	—	101
75%	736	—	—	736
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%-100%	8,156	66,441	10.00	14,800
105%-130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	60,544	—	—	60,544
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	70,386	66,441	—	77,030
上記以外の リスク・ウェイト	—	—	—	—

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

(単位：百万円)

単 体				
リスク・ウェイト	(1)	(2)	(3)	(4)
	オン・バランスシートの エクスポージャーの額	オフ・バランスシートの エクスポージャーの額	CCFの加重平均値 (%)	信用リスク・エク スポージャーの額 (CCF・信用リスク 削減手法適用後)
40%未満	—	—	—	—
40%-70%	—	—	—	—
75%	—	—	—	—
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%-100%	—	—	—	—
105%-130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	66,431	—	—	66,431
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	66,431	—	—	66,431
上記以外の リスク・ウェイト	—	—	—	—

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	連 結			
	(1)	(2)	(3)	(4)
	オン・バランスシートの エクスポージャーの額	オフ・バランスシートの エクスポージャーの額	CCFの加重平均値 (%)	信用リスク・エクス ポージャーの額 (CCF・信用リスク 削減手法適用後)
40%未満	1,224	—	—	1,224
40%-70%	67	—	—	67
75%	555	—	—	555
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%-100%	8,251	66,053	10.00	14,856
105%-130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	41,729	—	—	41,729
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	51,826	66,053	—	58,432

上記以外の リスク・ウェイト	—	—	—	—
-------------------	---	---	---	---

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	単 体			
	(1)	(2)	(3)	(4)
	オン・バランスシートの エクスポージャーの額	オフ・バランスシートの エクスポージャーの額	CCFの加重平均値 (%)	信用リスク・エクス ポージャーの額 (CCF・信用リスク 削減手法適用後)
40%未満	—	—	—	—
40%-70%	—	—	—	—
75%	—	—	—	—
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%-100%	—	—	—	—
105%-130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	47,625	—	—	47,625
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	47,625	—	—	47,625

上記以外の リスク・ウェイト	—	—	—	—
-------------------	---	---	---	---

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイトの区分ごとの残高

■プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付

■2025年3月期末

(単位：百万円)

スロットティング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	連 結	単 体
優	2.5年未満	50%	—	—
	2.5年以上	70%	16,538	16,538
良	2.5年未満	70%	—	—
	2.5年以上	90%	17,711	17,711
可	—	115%	9,226	9,226
弱い	—	250%	2,189	2,189
デフォルト	—	0%	—	—
合 計			45,665	45,665

(注)「スロットティング・クライテリア」とは、告示第153条に規定された5つの信用ランク（優、良、可、弱い、デフォルト）のことでです。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

スロットティング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	連 結	単 体
優	2.5年未満	50%	—	—
	2.5年以上	70%	13,776	13,776
良	2.5年未満	70%	0	0
	2.5年以上	90%	21,143	21,143
可	—	115%	7,674	7,674
弱い	—	250%	2,184	2,184
デフォルト	—	0%	—	—
合 計			44,778	44,778

(注)「スロットティング・クライテリア」とは、告示第153条に規定された5つの信用ランク（優、良、可、弱い、デフォルト）のことでです。

■ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付

■2025年3月期末

(単位：百万円)

スロットティング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	連 結	単 体
優	2.5年未満	70%	—	—
	2.5年以上	95%	—	—
良	2.5年未満	95%	—	—
	2.5年以上	120%	—	—
可	—	140%	—	—
弱い	—	250%	—	—
デフォルト	—	0%	—	—
合 計			—	—

(注)「スロットティング・クライテリア」とは、告示第153条に規定された5つの信用ランク（優、良、可、弱い、デフォルト）のことでです。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

スロットティング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	連 結	単 体
優	2.5年未満	70%	—	—
	2.5年以上	95%	—	—
良	2.5年未満	95%	—	—
	2.5年以上	120%	—	—
可	—	140%	—	—
弱い	—	250%	—	—
デフォルト	—	0%	—	—
合 計			—	—

(注)「スロットティング・クライテリア」とは、告示第153条に規定された5つの信用ランク（優、良、可、弱い、デフォルト）のことでです。

内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高

連結・単体とも該当ございません。

内部格付手法が適用されるポートフォリオについての事項

■事業法人向け、ソブリン向け、金融機関等向けエクスポージャー及びPD／LGD方式を適用する株式等エクスポージャーに係る債務者格付ごとのパラメータ、リスク・ウェイト等

■2025年3月期末

(単位：百万円)

連 結						
債務者格付	債務者区分	PD加重平均値	LGD加重平均値	リスク・ウェイト加重平均値	EAD	
					オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目
事業法人向けエクスポージャー		3.27%	38.16%	53.68%	2,143,242	108,653
上位格付	正常先	0.12%	40.75%	28.27%	1,025,324	54,374
中位格付	正常先	0.82%	35.95%	63.71%	736,211	44,926
下位格付	要注意先	6.85%	34.90%	116.30%	339,876	9,195
デフォルト	要管理先以下	100.00%	39.50%	0.00%	41,830	156
ソブリン向けエクスポージャー		0.09%	44.65%	0.96%	2,162,858	361,839
上位格付	正常先	0.00%	44.65%	0.96%	2,160,756	361,835
中位格付	正常先	0.46%	45.00%	50.01%	0	3
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	100.00%	45.00%	0.00%	2,101	—
金融機関等向けエクスポージャー		0.06%	45.00%	29.49%	94,725	19,281
上位格付	正常先	0.05%	45.00%	29.19%	94,301	19,251
中位格付	正常先	1.38%	45.00%	104.09%	423	30
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—

(注) 1. 「上位格付」とは格付区分A1～A4もしくはA1S～A6S、「中位格付」とは格付区分A5～A7もしくはA7S、「下位格付」とは格付区分B1～B2もしくはB1S～B2S、「デフォルト」とはB3～EもしくはB3S～E5です。

2. 特定貸付債権、購入債権は含んでいません。

3. EADはエクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除しております。

4. オフ・バランス項目のEADはCCF（掛目）適用後の数値を使用しております。

(単位：百万円)

単 体						
債務者格付	債務者区分	PD加重平均値	LGD加重平均値	リスク・ウェイト加重平均値	EAD	
					オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目
事業法人向けエクスポージャー		3.24%	38.16%	53.65%	2,144,270	109,073
上位格付	正常先	0.12%	40.76%	28.19%	1,018,971	54,374
中位格付	正常先	0.83%	36.03%	64.07%	750,990	45,346
下位格付	要注意先	6.85%	34.80%	115.80%	332,819	9,195
デフォルト	要管理先以下	100.00%	39.49%	0.00%	41,487	156
ソブリン向けエクスポージャー		0.09%	44.65%	0.96%	2,162,845	361,839
上位格付	正常先	0.00%	44.65%	0.96%	2,160,743	361,835
中位格付	正常先	0.46%	45.00%	50.01%	0	3
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	100.00%	45.00%	0.00%	2,101	—
金融機関等向けエクスポージャー		0.06%	45.00%	29.49%	94,725	19,281
上位格付	正常先	0.05%	45.00%	29.19%	94,301	19,251
中位格付	正常先	1.38%	45.00%	104.09%	423	30
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—

(注) 1. 「上位格付」とは格付区分A1～A4もしくはA1S～A6S、「中位格付」とは格付区分A5～A7もしくはA7S、「下位格付」とは格付区分B1～B2もしくはB1S～B2S、「デフォルト」とはB3～EもしくはB3S～E5です。

2. 特定貸付債権、購入債権は含んでいません。

3. EADはエクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除しております。

4. オフ・バランス項目のEADはCCF（掛目）適用後の数値を使用しております。

2026年3月期末

(単位：百万円)

連 結						
債務者格付	債務者区分	PD加重平均値	LGD加重平均値	リスク・ウェイト加重平均値	EAD	
					オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目
事業法人向けエクスポージャー		3.08%	38.15%	53.96%	2,283,239	112,016
上位格付	正常先	0.11%	40.76%	27.30%	1,053,285	52,978
中位格付	正常先	0.82%	36.19%	64.62%	841,433	48,969
下位格付	要注意先	6.73%	34.82%	116.14%	347,351	9,983
デフォルト	要管理先以下	100.00%	39.09%	0.00%	41,168	84
ソブリン向けエクスポージャー		0.09%	44.68%	0.92%	2,194,926	390,628
上位格付	正常先	0.00%	44.68%	0.92%	2,192,831	390,625
中位格付	正常先	0.45%	45.00%	49.28%	0	3
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	100.00%	45.00%	0.00%	2,095	—
金融機関等向けエクスポージャー		0.06%	45.00%	28.86%	87,349	16,329
上位格付	正常先	0.05%	45.00%	28.47%	86,845	16,299
中位格付	正常先	1.33%	45.00%	102.91%	504	30
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—

(注) 1. 「上位格付」とは格付区分A1～A4もしくはA1S～A6S、「中位格付」とは格付区分A5～A7もしくはA7S、「下位格付」とは格付区分B1～B2もしくはB1S～B2S、「デフォルト」とはB3～EもしくはB3S～E5です。
2. 特定貸付債権、購入債権は含んでいません。
3. EADはエクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除しております。
4. オフ・バランス項目のEADはCCF（掛目）適用後の数値を使用しております。

(単位：百万円)

単 体						
債務者格付	債務者区分	PD加重平均値	LGD加重平均値	リスク・ウェイト加重平均値	EAD	
					オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目
事業法人向けエクスポージャー		3.06%	38.15%	54.01%	2,286,545	112,606
上位格付	正常先	0.11%	40.76%	27.22%	1,046,637	52,978
中位格付	正常先	0.84%	36.26%	65.02%	858,106	49,559
下位格付	要注意先	6.74%	34.72%	115.77%	340,945	9,983
デフォルト	要管理先以下	100.00%	39.08%	0.00%	40,856	84
ソブリン向けエクスポージャー		0.09%	44.68%	0.92%	2,194,918	390,628
上位格付	正常先	0.00%	44.68%	0.92%	2,192,822	390,625
中位格付	正常先	0.45%	45.00%	49.28%	0	3
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	100.00%	45.00%	0.00%	2,095	—
金融機関等向けエクスポージャー		0.06%	45.00%	28.86%	87,349	16,329
上位格付	正常先	0.05%	45.00%	28.47%	86,845	16,299
中位格付	正常先	1.33%	45.00%	102.91%	504	30
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—

(注) 1. 「上位格付」とは格付区分A1～A4もしくはA1S～A6S、「中位格付」とは格付区分A5～A7もしくはA7S、「下位格付」とは格付区分B1～B2もしくはB1S～B2S、「デフォルト」とはB3～EもしくはB3S～E5です。
2. 特定貸付債権、購入債権は含んでいません。
3. EADはエクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除しております。
4. オフ・バランス項目のEADはCCF（掛目）適用後の数値を使用しております。

■居住用不動産向け、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーに係るプール区分別パラメータ等

■2025年3月期末

(単位：百万円)

連 結								
プール区分	PD加重 平均値	LGD加重 平均値	ELdefault 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント未引出額	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		掛目加重 平均値
居住用不動産向けエクスポージャー	0.94%	20.74%	—	13.93%	1,053,309	—	—	—
非延滞先	0.39%	20.75%	—	13.26%	1,041,992	—	—	—
延滞先	18.80%	19.40%	—	107.71%	6,799	—	—	—
デフォルト	100.00%	19.87%	17.77%	26.32%	4,517	—	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	2.51%	78.74%	—	28.29%	13,127	8,565	51,446	16.65%
非延滞先	0.94%	78.72%	—	26.83%	12,727	8,551	51,404	16.64%
延滞先	33.57%	77.49%	—	235.09%	97	7	13	53.59%
デフォルト	100.00%	80.66%	75.97%	58.61%	302	6	28	22.97%
その他リテール向けエクスポージャー（事業性）	6.84%	30.10%	—	33.28%	53,597	2,973	9,944	27.69%
非延滞先	1.56%	30.11%	—	35.08%	50,522	2,970	9,932	27.69%
延滞先	34.43%	30.00%	—	78.75%	65	0	0	334.18%
デフォルト	100.00%	30.03%	30.00%	0.41%	3,009	3	12	29.33%
その他リテール向けエクスポージャー（消費性）	1.83%	69.51%	—	65.21%	11,485	26	88	29.70%
非延滞先	0.96%	69.50%	—	63.44%	11,298	26	88	29.70%
延滞先	22.74%	69.50%	—	162.86%	109	—	—	—
デフォルト	100.00%	69.81%	55.03%	185.39%	77	—	—	—

(注) 1. 「ELdefault」とは、デフォルトしたエクスポージャーに生じうる期待損失のことです。
2. EADはエクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除しております。
3. オフ・バランス項目のEADはCCF（掛目）適用後の数値を使用しております。

(単位：百万円)

単 体								
プール区分	PD加重 平均値	LGD加重 平均値	ELdefault 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント未引出額	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		掛目加重 平均値
居住用不動産向けエクスポージャー	0.90%	20.74%	—	13.92%	1,052,948	—	—	—
非延滞先	0.39%	20.75%	—	13.26%	1,041,992	—	—	—
延滞先	18.80%	19.40%	—	107.71%	6,799	—	—	—
デフォルト	100.00%	19.20%	17.28%	24.08%	4,156	—	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1.27%	78.71%	—	27.89%	12,855	8,565	51,446	16.65%
非延滞先	0.94%	78.72%	—	26.83%	12,727	8,551	51,404	16.64%
延滞先	33.57%	77.49%	—	235.09%	97	7	13	53.59%
デフォルト	100.00%	78.84%	74.47%	54.64%	30	6	28	22.97%
その他リテール向けエクスポージャー（事業性）	6.92%	30.00%	—	32.97%	52,128	2,973	9,944	27.69%
非延滞先	1.54%	30.00%	—	34.81%	49,077	2,970	9,932	27.69%
延滞先	34.43%	30.00%	—	78.75%	65	0	0	334.18%
デフォルト	100.00%	30.00%	30.00%	0.00%	2,984	3	12	29.33%
その他リテール向けエクスポージャー（消費性）	1.56%	69.50%	—	64.86%	11,452	26	88	29.70%
非延滞先	0.96%	69.50%	—	63.44%	11,298	26	88	29.70%
延滞先	22.74%	69.50%	—	162.86%	109	—	—	—
デフォルト	100.00%	69.50%	54.94%	182.04%	45	—	—	—

(注) 1. 「ELdefault」とは、デフォルトしたエクスポージャーに生じうる期待損失のことです。
2. EADはエクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除しております。
3. オフ・バランス項目のEADはCCF（掛目）適用後の数値を使用しております。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

連 結								
プール区分	PD加重 平均値	LGD加重 平均値	Eldefault 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント未引出額	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		掛目加重 平均値
居住用不動産向けエクスポージャー	0.93%	20.45%	—	13.50%	1,083,657	—	—	—
非延滞先	0.38%	20.47%	—	12.84%	1,072,063	—	—	—
延滞先	18.35%	19.14%	—	105.71%	6,857	—	—	—
デフォルト	100.00%	19.81%	17.57%	27.94%	4,737	—	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	2.42%	78.25%	—	28.02%	13,270	8,681	51,937	16.71%
非延滞先	0.93%	78.24%	—	26.45%	12,871	8,668	51,907	16.70%
延滞先	33.61%	77.41%	—	234.88%	113	5	7	71.41%
デフォルト	100.00%	79.35%	74.63%	58.94%	285	6	22	30.12%
その他リテール向けエクスポージャー（事業性）	5.06%	30.09%	—	33.16%	68,510	3,120	10,275	28.70%
非延滞先	1.46%	30.09%	—	34.32%	65,834	3,114	10,263	28.67%
延滞先	34.00%	30.19%	—	79.11%	93	2	6	32.82%
デフォルト	100.00%	30.04%	30.00%	0.55%	2,581	3	5	72.93%
その他リテール向けエクスポージャー（消費性）	1.94%	69.12%	—	63.28%	13,069	25	89	28.21%
非延滞先	0.85%	69.12%	—	61.52%	12,857	25	89	28.21%
延滞先	22.42%	69.12%	—	161.09%	87	—	—	—
デフォルト	100.00%	69.12%	55.03%	176.01%	124	—	—	—

- (注) 1. 「Eldefault」とは、デフォルトしたエクスポージャーに生じうる期待損失のことです。
2. EADはエクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除しております。
3. オフ・バランス項目のEADは極度額にCCF（掛目）を乗じて算出しております。
4. 「掛目加重平均値」はコミットメントにかかるEADをコミットメントの未引出額で除して算出しております。

(単位：百万円)

単 体								
プール区分	PD加重 平均値	LGD加重 平均値	Eldefault 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント未引出額	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		掛目加重 平均値
居住用不動産向けエクスポージャー	0.88%	20.45%	—	13.48%	1,083,078	—	—	—
非延滞先	0.38%	20.47%	—	12.84%	1,072,063	—	—	—
延滞先	18.35%	19.14%	—	105.71%	6,857	—	—	—
デフォルト	100.00%	18.85%	16.87%	24.64%	4,157	—	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1.31%	78.23%	—	27.66%	13,021	8,681	51,937	16.71%
非延滞先	0.93%	78.24%	—	26.45%	12,871	8,668	51,907	16.70%
延滞先	33.61%	77.41%	—	234.88%	113	5	7	71.41%
デフォルト	100.00%	78.51%	74.04%	55.87%	37	6	22	30.12%
その他リテール向けエクスポージャー（事業性）	5.08%	30.00%	—	32.91%	66,995	3,120	10,275	28.70%
非延滞先	1.45%	30.00%	—	34.09%	64,351	3,114	10,263	28.67%
延滞先	34.00%	30.00%	—	78.61%	89	2	6	32.82%
デフォルト	100.00%	30.00%	30.00%	0.00%	2,553	3	5	72.93%
その他リテール向けエクスポージャー（消費性）	1.15%	69.12%	—	62.37%	12,965	25	89	28.21%
非延滞先	0.85%	69.12%	—	61.52%	12,857	25	89	28.21%
延滞先	22.42%	69.12%	—	161.09%	87	—	—	—
デフォルト	100.00%	69.12%	55.05%	175.84%	20	—	—	—

- (注) 1. 「Eldefault」とは、デフォルトしたエクスポージャーに生じうる期待損失のことです。
2. EADはエクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除しております。
3. オフ・バランス項目のEADは極度額にCCF（掛目）を乗じて算出しております。
4. 「掛目加重平均値」はコミットメントにかかるEADをコミットメントの未引出額で除して算出しております。

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

■連結

(単位：百万円)

区 分	2025年3月期 (A)	2026年3月期 (B)	対比 (B) - (A)
事業法人向け	22,621	23,724	1,103
ソブリン向け	2,101	2,095	△6
金融機関等向け	—	—	—
居住用不動産向け	1,830	2,193	363
適格リボルビング型リテール向け	175	168	△7
その他リテール向け	1,283	1,332	48
合 計	28,012	29,514	1,502

■単体

(単位：百万円)

区 分	2025年3月期 (A)	2026年3月期 (B)	対比 (B) - (A)
事業法人向け	22,369	23,461	1,092
ソブリン向け	2,101	2,095	△6
金融機関等向け	—	—	—
居住用不動産向け	183	155	△28
適格リボルビング型リテール向け	0	0	△0
その他リテール向け	1,057	995	△61
合 計	25,712	26,707	995

- (注) 1. 損失額の実績値は以下の合計額であります。
- ・過去1年間に生じた直接償却額および貸出債権売却損失額
 - ・部分直接償却額、個別貸倒引当金および要管理先に対する一般貸倒引当金の期末時点残高
2. 価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却は含めておりません。

<要因分析>

- ・事業法人向けの貸出債権売却損失額の増加を主要因として、損失額が増加しました。

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

■2025年3月期末

(単位：百万円)

区 分	連 結		
	損失額の実績値 (A)	損失額の推計値 (B)	対比 (A)－(B)
事業法人向け	22,621	27,802	△5,180
ソブリン向け	2,101	1,025	1,075
金融機関等向け	—	27	△27
居住用不動産向け	1,830	1,973	△142
適格リボルビング型リテール向け	175	457	△281
その他リテール向け	1,283	1,369	△85
合 計	28,012	32,655	△4,642

(単位：百万円)

区 分	単 体		
	損失額の実績値 (A)	損失額の推計値 (B)	対比 (A)－(B)
事業法人向け	22,369	27,562	△5,193
ソブリン向け	2,101	1,025	1,075
金融機関等向け	—	27	△27
居住用不動産向け	183	1,890	△1,707
適格リボルビング型リテール向け	0	223	△222
その他リテール向け	1,057	1,291	△234
合 計	25,712	32,021	△6,309

■2026年3月期末

(単位：百万円)

区 分	連 結		
	損失額の実績値 (A)	損失額の推計値 (B)	対比 (A)－(B)
事業法人向け	23,724	28,353	△4,629
ソブリン向け	2,095	977	1,118
金融機関等向け	—	28	△28
居住用不動産向け	2,193	1,881	312
適格リボルビング型リテール向け	168	417	△249
その他リテール向け	1,332	1,297	35
合 計	29,514	32,956	△3,441

(単位：百万円)

区 分	単 体		
	損失額の実績値 (A)	損失額の推計値 (B)	対比 (A)－(B)
事業法人向け	23,461	28,132	△4,671
ソブリン向け	2,095	977	1,118
金融機関等向け	—	28	△28
居住用不動産向け	155	1,797	△1,642
適格リボルビング型リテール向け	0	210	△210
その他リテール向け	995	1,261	△265
合 計	26,707	32,407	△5,700

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

■2025年3月期末

(単位：百万円)

	連 結				単 体			
	適格金融 資産担保	適格資産 担保	適格保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	適格資産 担保	適格保証	クレジット・ デリバティブ
標準的手法適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
内部格付手法適用分	168,329	237,237	272,326	—	168,329	237,237	272,326	—
事業法人向け	44,471	237,237	192,128	—	44,471	237,237	192,128	—
ソブリン向け	—	—	274	—	—	—	274	—
金融機関等向け	123,857	—	—	—	123,857	—	—	—
居住用不動産向け	—	—	974	—	—	—	974	—
適格リボルビング型リテール向け	—	—	3,734	—	—	—	3,734	—
その他リテール向け	—	—	75,215	—	—	—	75,215	—
合計	168,329	237,237	272,326	—	168,329	237,237	272,326	—

- (注) 1. 適格金融資産担保とは、現預金、債券、上場株式等です。
2. 適格資産担保とは、法的に有効な不動産担保等です。
3. 信用リスク削減手法が適用される前のエクスポージャー区分ごとに記載しております。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

	連 結				単 体			
	適格金融 資産担保	適格資産 担保	適格保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	適格資産 担保	適格保証	クレジット・ デリバティブ
標準的手法適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
内部格付手法適用分	171,882	242,183	274,997	—	171,882	242,183	274,997	—
事業法人向け	51,076	242,183	196,647	—	51,076	242,183	196,647	—
ソブリン向け	—	—	289	—	—	—	289	—
金融機関等向け	120,806	—	—	—	120,806	—	—	—
居住用不動産向け	—	—	927	—	—	—	927	—
適格リボルビング型リテール向け	—	—	3,992	—	—	—	3,992	—
その他リテール向け	—	—	73,140	—	—	—	73,140	—
合計	171,882	242,183	274,997	—	171,882	242,183	274,997	—

- (注) 1. 適格金融資産担保とは、現預金、債券、上場株式等です。
2. 適格資産担保とは、法的に有効な不動産担保等です。
3. 信用リスク削減手法が適用される前のエクスポージャー区分ごとに記載しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方法

派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額はSA-CCR方式にて算出しております。

グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

取引の区分	2025年3月期末		2026年3月期末	
	連 結	単 体	連 結	単 体
派生商品取引	6,608	6,608	3,269	3,269

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	2025年3月期末	
	連 結	単 体
派生商品取引	—	—
外国為替関連取引及び金関連取引	—	—
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
長期決済期間取引	—	—
合 計	—	—

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	2026年3月期末	
	連 結	単 体
派生商品取引	—	—
外国為替関連取引及び金関連取引	—	—
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
長期決済期間取引	—	—
合 計	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額

信用リスク削減手法に用いた担保はございません。

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	2025年3月期末	
	連 結	単 体
派生商品取引	27,356	27,356
長期決済期間取引	—	—
合 計	27,356	27,356

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	2026年3月期末	
	連 結	単 体
派生商品取引	21,867	21,867
長期決済期間取引	—	—
合 計	21,867	21,867

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本

当行グループでは、該当取引はございません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

当行グループでは、該当取引はございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当行グループでは、該当取引はございません。

当行グループが投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び種類別の内訳

■2025年3月期末

(単位：百万円)

	連 結	単 体
住宅ローン債権	—	—
アパートローン債権	66	66
ローン債権（住宅ローン、アパートローンを除く）	4,357	4,357
貸付金	1,000	1,000
クレジットカード債権	2,700	2,700
割賦債権	1,130	1,130
売掛金債権	—	—
リース料債権	1,978	1,978
合 計	11,234	11,234

(注) 全てオン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ございません。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

	連 結	単 体
住宅ローン債権	—	—
クレジットカード債権	5,363	5,363
その他リテール向け債権	10,343	10,343
アパートローン債権	5	5
貸付金	2,501	2,501
売掛金債権	—	—
リース料債権	4,542	4,542
合 計	22,757	22,757

(注) 全てオン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ございません。

当行グループが投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

■2025年3月期末

(単位：百万円)

リスクウェイト区分	連 結		単 体	
	エクスポージャー額	所要自己資本	エクスポージャー額	所要自己資本
20%以下	6,901	110	6,901	110
20%超 50%以下	1,000	38	1,000	38
50%超 100%以下	2,931	194	2,931	194
100%超 250%以下	400	38	400	38
250%超 1,250%未満	—	—	—	—
1,250%以上	—	—	—	—
合 計	11,234	381	11,234	381

(注) 全てオン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ございません。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

リスクウェイト区分	連 結		単 体	
	エクスポージャー額	所要自己資本	エクスポージャー額	所要自己資本
20%以下	18,420	294	18,420	294
20%超 50%以下	1,000	32	1,000	32
50%超 100%以下	1,995	112	1,995	112
100%超 250%以下	1,340	114	1,340	114
250%超 1,250%未満	—	—	—	—
1,250%以上	—	—	—	—
合 計	22,757	552	22,757	552

(注) 全てオン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ございません。

再証券化エクスポージャーに関する事項

当行グループでは、該当取引はございません。

自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

当行グループでは、該当取引はございません。

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当行グループでは、該当取引はございません。

7. CVAリスクに関する事項

当行グループでは、CVAリスクを基礎的方式（限定的なBA-CVA）により算出しております。

■2025年3月期末

(単位：百万円)

連 結		
限定的なBA-CVA	構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
CVAリスクのうち取引先共通の要素	5,624	
CVAリスクのうち取引先固有の要素	983	
限定的なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8%で除して得た額		23,873

(単位：百万円)

単 体		
限定的なBA-CVA	構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
CVAリスクのうち取引先共通の要素	5,624	
CVAリスクのうち取引先固有の要素	983	
限定的なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8%で除して得た額		23,873

■2026年3月期末

(単位：百万円)

連 結		
限定的なBA-CVA	構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
CVAリスクのうち取引先共通の要素	4,414	
CVAリスクのうち取引先固有の要素	852	
限定的なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8%で除して得た額		18,907

(単位：百万円)

単 体		
限定的なBA-CVA	構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
CVAリスクのうち取引先共通の要素	4,414	
CVAリスクのうち取引先固有の要素	852	
限定的なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8%で除して得た額		18,907

8. 出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額等

■2025年3月期末

(単位：百万円)

	(連結) 貸借対照表計上額		時 価	
	連 結	単 体	連 結	単 体
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額	65,504	64,751	65,504	64,751
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額	2,027	7,979	2,027	7,979
合 計	67,531	72,730	67,531	72,730

(注) ファンド等に含まれる株式及び自己資本控除の対象となる株式は含めておりません。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

	(連結) 貸借対照表計上額		時 価	
	連 結	単 体	連 結	単 体
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額	53,620	52,945	53,620	52,945
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額	2,002	7,954	2,002	7,954
合 計	55,622	60,899	55,622	60,899

(注) ファンド等に含まれる株式及び自己資本控除の対象となる株式は含めておりません。

子会社・関連会社株式の（連結）貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	2025年3月期末		2026年3月期末	
	(連結) 貸借対照表計上額		(連結) 貸借対照表計上額	
	連 結	単 体	連 結	単 体
子会社・子法人	—	5,963	—	5,963
関連法人	—	—	—	—
合 計	—	5,963	—	5,963

(注) 上記、子会社・連結会社株式は全て非上場です。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2025年3月期		2026年3月期	
	連 結	単 体	連 結	単 体
売却損益額	2,556	2,556	6,208	6,160
償却額	34	34	1,513	1,513

(連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

2025年3月期		2026年3月期	
連 結	単 体	連 結	単 体
6,987	6,299	13,892	13,274

(連結) 貸借対照表及び(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

連結・単体とも該当ございません。

株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

■2025年3月期末

(単位：百万円)

区 分	連 結	単 体
投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー (リスク・ウェイト400%)	—	—
上記に該当しない株式等エクスポージャー (リスク・ウェイト250%)	60,544	66,431
経過措置による内部格付手法適用分	—	—
合 計	60,544	66,431

■2026年3月期末

(単位：百万円)

区 分	連 結	単 体
投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー (リスク・ウェイト400%)	—	—
上記に該当しない株式等エクスポージャー (リスク・ウェイト250%)	41,729	47,625
経過措置による内部格付手法適用分	—	—
合 計	41,729	47,625

9. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

■2025年3月期末

(単位：百万円)

	連 結	単 体
ルック・スルー方式	70,993	70,965
マンドレート方式	—	—
蓋然性方式 リスク・ウェイト250%	2,471	2,471
蓋然性方式 リスク・ウェイト400%	517	517
フォールバック方式 リスク・ウェイト1,250%	—	—
合 計	73,982	73,953

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引等の信用リスク・アセット額を合計する方式です。
2. 「マンドレート方式」とは、保有するエクスポージャーの資産運用基準（マンドレート）に基づき、信用リスク・アセット額が最大となるよう、裏付けとなる個々の資産及び取引等の信用リスク・アセット額を保守的に算出し合計する方式です。
3. 「蓋然性方式」とは、裏付けとなる個々の資産及び取引等の信用リスク・アセット額を算出することができない場合で、ファンドのリスク・ウェイトが250%（もしくは400%）を下回る蓋然性が高いことが確認できる場合は、250%（もしくは400%）のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. 「フォールバック方式」とは、上記1～3のいずれの方式も適用できない場合において適用する方式です。

■2026年3月期末

(単位：百万円)

	連 結	単 体
ルック・スルー方式	65,260	65,226
マンドレート方式	—	—
蓋然性方式 リスク・ウェイト250%	1,529	1,529
蓋然性方式 リスク・ウェイト400%	143	143
フォールバック方式 リスク・ウェイト1,250%	4	4
合 計	66,937	66,903

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引等の信用リスク・アセット額を合計する方式です。
2. 「マンドレート方式」とは、保有するエクスポージャーの資産運用基準（マンドレート）に基づき、信用リスク・アセット額が最大となるよう、裏付けとなる個々の資産及び取引等の信用リスク・アセット額を保守的に算出し合計する方式です。
3. 「蓋然性方式」とは、裏付けとなる個々の資産及び取引等の信用リスク・アセット額を算出することができない場合で、ファンドのリスク・ウェイトが250%（もしくは400%）を下回る蓋然性が高いことが確認できる場合は、250%（もしくは400%）のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. 「フォールバック方式」とは、上記1～3のいずれの方式も適用できない場合において適用する方式です。

10. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2026年3月期末	2025年3月期末	2026年3月期	2025年3月期
1	上方パラレルシフト	19,878	19,947	1,304	1,475
2	下方パラレルシフト	18,761	23,422	5,759	9,104
3	スティープ化	13,607	8,371		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	19,878	23,422	5,759	9,104
		ホ		ヘ	
		2026年3月期末		2025年3月期末	
8	自己資本の額	223,921		213,064	

- (注) 1. 「△EVE (デルタEconomic Value of Equity)」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額のことです。
2. 「△NII (デルタNet Interest Income)」は、金利リスクのうち、1年先までの金利収益の減少額のことです。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び期間ごとのリスクフリー・レート (無リスク金利=国債の金利など) に、通貨ごとに当局が定めた変動幅を加える金利ショックのことです。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び期間ごとのリスクフリー・レートに、通貨ごとに当局が定めた変動幅にマイナス1を乗じた値を加える金利ショックのことです。
5. 「スティープ化」とは、通貨及び期間ごとのリスクフリー・レートに、当局が定めた算式による金利変動幅を加える金利ショックのことです。
6. フラット化、短期金利上昇、短期金利低下による金利ショックの算定は今回行っておりません。

11. 内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項

信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、CVAリスク並びに中央清算機関関連エクスポージャーを除く)

- (1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、下表のポートフォリオの信用リスク・アセットの額
- (2) (1)のポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にSA-CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額
- (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額と(1)の内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額を下表の内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳
- (4) (3)のポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にSA-CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額

■2025年3月期末

ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの額の比較

(単位：百万円)

	連 結			
	(1)	(2)	(3)	(4)
	信用リスク・アセットの額			
	内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	(1)欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額 (フロア掛目前)
事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除く)	566,949	945,683	581,800	960,534
中堅中小企業向けエクスポージャー	656,505	888,399	656,505	888,399
ソブリン向けエクスポージャー	48	13,080	48	13,080
金融機関等向けエクスポージャー	38,891	45,146	39,444	45,698
居住用不動産向けエクスポージャー	146,720	605,844	146,720	605,844
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	6,672	14,539	6,672	14,539
その他リテール向けエクスポージャー	38,109	61,525	38,109	61,525
株式等エクスポージャー	—	—	151,360	151,360
特定貸付債権	43,600	47,802	43,600	47,802
購入債権	13,762	19,050	13,762	19,050
合計額	1,511,260	2,641,072	1,678,024	2,807,836

- (注) 1. 信用リスク削減手法が適用される前のポートフォリオの区分ごとに記載しております。
2. 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

(単位：百万円)

	単 体			
	(1)	(2)	(3)	(4)
	信用リスク・アセットの額			
	内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	(1)欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く）	561,574	940,385	561,574	940,385
中堅中小企業向けエクスポージャー	661,882	894,688	661,882	894,688
ソブリン向けエクスポージャー	48	13,080	48	13,080
金融機関等向けエクスポージャー	38,891	45,146	38,891	45,146
居住用不動産向けエクスポージャー	146,532	606,743	146,532	606,743
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	6,511	14,423	6,511	14,423
その他リテール向けエクスポージャー	37,389	60,471	37,389	60,471
株式等エクスポージャー	—	—	166,078	166,078
特定貸付債権	43,600	47,802	43,600	47,802
購入債権	13,762	19,050	13,762	19,050
合計額	1,510,193	2,641,792	1,676,271	2,807,870

(注) 1. 信用リスク削減手法が適用される前のポートフォリオの区分ごとに記載しております。
2. 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

■2026年3月期末

ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの額の比較

(単位：百万円)

	連 結			
	(1)	(2)	(3)	(4)
	信用リスク・アセットの額			
	内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	(1)欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く）	644,418	1,040,907	659,309	1,055,798
中堅中小企業向けエクスポージャー	662,207	922,977	662,207	922,977
ソブリン向けエクスポージャー	34	11,874	34	11,874
金融機関等向けエクスポージャー	35,195	42,981	35,611	43,397
居住用不動産向けエクスポージャー	146,273	624,490	146,273	624,490
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	6,713	14,892	6,713	14,892
その他リテール向けエクスポージャー	43,533	73,419	43,533	73,419
株式等エクスポージャー	—	—	104,322	104,322
特定貸付債権	42,958	47,048	42,958	47,048
購入債権	16,325	20,858	16,325	20,858
合計額	1,597,660	2,799,450	1,717,290	2,919,080

(注) 1. 信用リスク削減手法が適用される前のポートフォリオの区分ごとに記載しております。
2. 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

(単位：百万円)

	単 体			
	(1)	(2)	(3)	(4)
	信用リスク・アセットの額			
	内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	(1)欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く）	660,745	1,060,875	660,745	1,060,875
中堅中小企業向けエクスポージャー	649,256	909,747	649,256	909,747
ソブリン向けエクスポージャー	34	11,874	34	11,874
金融機関等向けエクスポージャー	35,195	42,981	35,195	42,981
居住用不動産向けエクスポージャー	145,973	625,403	145,973	625,403
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	6,565	14,794	6,565	14,794
その他リテール向けエクスポージャー	42,669	72,321	42,669	72,321
株式等エクスポージャー	—	—	119,062	119,062
特定貸付債権	42,958	47,048	42,958	47,048
購入債権	15,591	19,702	15,591	19,702
合計額	1,598,991	2,804,749	1,718,053	2,923,811

(注) 1. 信用リスク削減手法が適用される前のポートフォリオの区分ごとに記載しております。
2. 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しております。

内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項

■2025年3月期末

(単位：百万円)

	連 結		単 体	
	信用リスク・アセットの額	銀行を標準的手法採用行とみなして算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	銀行を標準的手法採用行とみなして算出した信用リスク・アセットの額
証券化エクスポージャー	4,772	4,772	4,772	4,772

■2026年3月期末

(単位：百万円)

	連 結		単 体	
	信用リスク・アセットの額	銀行を標準的手法採用行とみなして算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	銀行を標準的手法採用行とみなして算出した信用リスク・アセットの額
証券化エクスポージャー	6,911	6,911	6,911	6,911

【報酬等に関する開示事項】

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び執行役員であります。なお、社外取締役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、当行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行には該当する連結子法人等はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。なお、「対象役員の平均報酬額」は期中退任者・期中就任者、社外取締役を除いて算出しております。

また、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役職員の報酬等の決定について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、報酬諮問委員会の提言を受け、監査等委員会からの意見を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

報酬諮問委員会は、委員3名以上で構成され、独立社外取締役が過半数を占めております。委員長は、独立社外取締役の中から取締役会の決議によって選定されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的としております。なお、委員長は、委員会の審議事項を取締役に報告しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2025年4月～2026年3月)
取締役会	3回
報酬諮問委員会	2回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

2021年6月29日開催の第211期定時株主総会（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、うち社外取締役は4名）において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額については、確定金額報酬年額250百万円以内と業績向上へのインセンティブを高めることを目的に、当期純利益＜単体＞を基準とした業績連動型報酬年額100百万円以内、これらの報酬等とは別枠で譲渡制限付株式報酬は年額50百万円（年50,000株以内）以内と決議されております。また、2017年6月29日開催の第207期定時株主総会（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名、うち社外取締役は4名）において、監査等委員である取締役の報酬等の限度額が年額100百万円以内と決議されております。

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は、固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成しております。なお、監査等委員である取締役の報酬体系は、固定報酬部分のみであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬限度額は、当期純利益＜単体＞を基準として次表のとおり設定しております。当期純利益＜単体＞を基準とした理由は、業績指標として事業年度の最終成果を表す指標であるためであります。

なお、当事業年度における業績連動型報酬の算定基準となる当期純利益＜単体＞の実績額は206億円であります。

(表) 業績連動型報酬限度額

当期純利益＜単体＞	業績連動型報酬限度額
150億円超	100百万円
120億円超 ～ 150億円以下	80百万円
90億円超 ～ 120億円以下	60百万円
60億円超 ～ 90億円以下	40百万円
30億円超 ～ 60億円以下	20百万円
30億円以下	0円

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額					退職慰労金
				基本報酬	株式報酬型 ストック・ オプション		基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	
対象役員（除く社外役員）	19	628	384	384	—	244	—	212	—	31	—

(注) 譲渡制限付株式報酬を記載しております。本制度は第211期定時株主総会において導入決議されており、当事業年度に費用計上したものであります。

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。